

積立こども総合保険

2017年-夏-新形式発売

'17年7月新設

安心だわ

ケガも! 賠償責任も!
スマホも
新価で補償
携行品も!

2億円まで

熱中症やO-157等の
特定感染症も対象!

うれしいワ

満期返れい金
戻ってくる!

保険料は月々**1,980円**~!

助かるワ

困ったときは
お電話1本!

子どもの緊急医療相談・
育児相談が**無料**で使える!



お絵かきコンテスト
テーマ「家族」

最優秀賞

松村 千咲さん (8才)



お子さま・お孫さまを守る 安心の備え



1週間以上の入院の場合、10万円の入院一時金をお支払い!

熱中症やO-157等の特定感染症も補償!

部活中など 日常生活のケガも!



・部活中、スライディングした際に捻挫した。
・部活中、熱中症になり、入院した。

スマホなど携行品の 損害も新価で補償!

通学中にスマホを落として壊れてしまい、作動しなくなった。



賠償責任も 2億円まで補償!

自転車で通学中、歩行者にぶつかってしまいケガをさせた。



お子さまが行方不明になった場合、**搜索費用**を補償!

満9歳未満のお子さまに限ります。



子どもが行方不明になってしまった。

親に万が一のことがあった場合、お子さまの**育英費用**を補償!

キッズスマイル サポート

緊急医療相談・育児相談が**無料**で受けられる!

提携先の専門家が24時間365日サポートします。



この保険の対象となる方について

この保険の対象となる方(被保険者本人)は、保険期間の末日において満23歳未満の方、または、学校教育法に定める学校(高等学校・大学・大学院・専修学校および各種学校等)の学生および生徒となります。

※上記に該当する場合でも、有職者の場合には職業の内容等によってお引受けできない場合がございますので、弊社代理店または弊社までご照会ください。



赤ちゃん



幼稚園児



小学生



中学生



高校生



大学生



大学院生

1 限度額2億円で高額賠償への備えも安心!

高額賠償への備えは
大丈夫ですか?
自転車事故の交通事故全体に占める
割合は年々増加しています!



自転車事故を起こした小5児童の母親に

約**9,500**万円の賠償命令

(神戸地方裁判所 平成 25 年 7 月 4 日判決)

2 携行品の損害を新価で補償するので、修理・再購入が可能!

携行品とは

被保険者が住宅外で携行している身の回り品をいいます。



数年後



携行品は月日が経過するとその価値が減っていきます。



新価払

保険金は再購入に必要な金額でお支払いします。また、修理代から価値の減少分を差し引くことなく、実際の損害額をお支払いします。

(参考)時価払の場合

新価額から経過年数による価値の減少(使用による消耗)分を引いた時価額を基準にお支払いします。
⇒時価額しか補償されません。

※汚れ・キズ・塗料のはがれ等、機能に支障がない外観上の損害については補償されません。

3 キッズスマイルサポートが無料で使える!

育児・子育てで困った時は
お電話1本!!

赤ちゃんから学生まで、育児・子育てでの悩み事や、緊急時の医療のご相談に対して、医師・看護師・管理栄養士など専門スタッフによる電話相談サービスを無料でご提供し、ご契約者(法人は除きます。)およびそのご家族の子育てをサポートします。

一部予約制

育児カウンセラーによる

育児相談サービス

おねしょが治らない……。
どうしたらいいの?



24時間・365日

一般健康・緊急医療相談サービス

夜中に子どもが発熱!
どうしたらいいの?



一部予約制

管理栄養士による

栄養相談サービス

子どもの好き嫌いが
多くて困っている。



予約制

専門医による

専門医相談サービス

子どものアトピーが
治らないから心配。



※右記NEWキッズプランのみ「キッズスマイルサポート」のご利用ができます。

※本サービスは弊社提携先の東京海上日動メディカルサービス(株)を通じてご提供いたします。なお、本サービス内容は予告なく変更または終了する場合がありますので、ご了承ください。

成長に
合わせた

NEW! キッズ
プラン



幼稚園プラン

学生プラン

子ども捜索費用も
ついて安心のプラン!

月2,000円未満!
リーズナブルプラン

嬉しい満期返戻金5万円!
スタンダードプラン

後遺障害最大1000万&
通院補償も充実プラン

満期返れい金が充実!
長期補償プラン

型式名 保険期間	EK1	EK3	EK5	EK7	EL1	EL3
	3年				4年	5年
死亡・後遺障害	250万円	100万円	250万円	500万円	180万円	150万円
後遺障害追加支払 (追加支払倍数1倍)	250万円	100万円	250万円	500万円	180万円	150万円
入院日額	2,400円	1,500円	2,400円	2,500円	2,400円	2,000円
通院日額	1,200円	1,000円	1,200円	3,000円	1,000円	1,000円
育英費用	182万円	113万円	200万円	200万円	217万円	202万円
賠償責任	2億円	2億円	2億円	2億円	2億円	2億円
入院一時金	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
携行品 (自己負担額:3,000円)	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円
子ども捜索費用	300万円	—	—	—	—	—
満期返れい金	50,000円	30,000円	50,000円	50,000円	75,000円	100,000円
月払保険料	2,980円	1,980円	2,980円	3,980円	2,980円	2,980円

※賠償責任をセットしない場合は、月払保険料は(−90円)となります。

(注1)全ての型式に「特定感染症危険補償特約」、「熱中症危険補償特約」および「新価払特約(携行品損害補償特約用)」がセットされます。

(注2)EK1は被保険者(補償の対象となる方)の年齢が保険始期日時点で満6歳未満の方のみご契約いただけます。

(注3)賠償責任を補償する場合は、「賠償事故の解決に関する特約(賠償責任補償条項用)」がセットされます。

(注4)実際のお客さまのお申込み内容については、申込書等でご確認ください。

(注5)上記以外の型式については、弊社代理店または弊社にご照会ください。

被保険者の範囲	ご本人	本人の親権者	本人の配偶者	本人、本人の親権者または本人の配偶者と生計を共にする 同居の親族 ^(注1) ・別居の未婚 ^(注2) のお子さま
ケガの補償	○	×	×	×
賠償責任補償	○	○	○	○

*携行品、入院一時金、子ども捜索費用を補償する各特約の被保険者は、被保険者本人のみとなります。

*被保険者の続柄は、保険金支払事由発生時のものをいいます。

(注1)親族とは6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。

(注2)未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。



注意

*この保険では、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが対象となり、病気は保険金支払の対象となりません。

*ご契約の際、死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額などの保険金額を制限させていただくことがあります。

*次のいずれかに該当する場合は、死亡・後遺障害保険金額(他の傷害保険・積立保険・共済契約等の保険金額を含みます。)が1,000万円を超えるご契約のお申込みはできませんのでご注意ください。

・被保険者(お子さま)の年齢が保険始期日時点で満15歳未満の場合

・被保険者(お子さま)がご契約について同意(署名)されていない場合

*死亡保険金をお支払いした場合や、後遺障害保険金額の全額をお支払いした場合は、その時点でご契約が終了しますので満期返れい金はお支払いできません。

補償の
重複に
ついて

ご契約にあたっては、育英費用、賠償責任、および携行品損害補償特約の補償内容が同様の保険契約(ジョイ工傷害保険以外の保険契約にセットされる特約等や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

保険金をお支払いする場合

死亡保険金

被保険者(お子さま)が、ケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

●死亡保険金、後遺障害保険金は、合計して、各保険年度ごとに死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

後遺障害保険金

被保険者(お子さま)が、ケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度により死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

後遺障害保険金追加支払

上記の後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故の日からその日を含めて180日を経過し、かつ、被保険者(お子さま)が生存されているときに、お支払いした後遺障害保険金と同額の保険金を更に追加してお支払いします。

入院保険金

被保険者(お子さま)が、ケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、180日を限度に、【入院保険金日額×入院日数】をお支払いします。

ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いできません。

手術保険金

ケガの治療のため、所定の手術を受けられた場合に、次の計算式によって計算した金額を手術保険金としてお支払いします。

①入院中に受けた手術の場合……手術保険金の額=入院保険金日額×10倍

②①以外の手術の場合……手術保険金の額=入院保険金日額×5倍

ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。

通院保険金

被保険者(お子さま)が、ケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合に、90日を限度に、【通院保険金日額×通院日数】をお支払いします。

ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いできません。

特定感染症危険〔後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金〕補償特約

被保険者(お子さま)が特定感染症^(注)を発病した場合に、後遺障害保険金、後遺障害保険金追加支払、入院保険金、通院保険金をお支払いします。

(注)「特定感染症」とは、『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)』に規定される一類感染症、二類感染症および三類感染症であり、平成27年2月現在では、下記の【対象となる特定感染症】となります。

【対象となる特定感染症】 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう(天然痘)、南米出血熱、ペスト、マルブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限ります。)、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157が含まれます。)、腸チフス、パラチフス、中東呼吸器症候群(病原体がMERSコロナウイルスであるものに限ります。)、鳥インフルエンザ(インフルエンザAウイルスであって新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清型として政令で定めるものに限ります。)

熱中症危険補償特約

被保険者(お子さま)が急激かつ外来による日射または熱射によってその身体に障害を被った場合に、死亡保険金、後遺障害保険金、後遺障害保険金追加支払、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いします。

育児費用保険金

被保険者(お子さま)の扶養者が、ケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、または所定の後遺障害^(注)に認定された場合に、育児費用保険金額の全額をお支払いします。
(注)両眼が失明したとき、咀嚼および言語の機能を喪失した状態、または胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要する状態など

●次のような場合には「育児費用補償」は失効しますので、ご注意ください。
ア. 育児費用保険金をお支払いした場合
イ. 被保険者が独立して生計を営むようになった場合
ウ. 被保険者が特定の個人に扶養されなくなった場合

賠償責任保険金

被保険者(お子さまご本人およびそのご家族^(注))が、国内・国外において、次の①、②の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に被害者に支払うべき損害賠償金をお支払いします。

また、損害の発生または拡大を防止するために要した費用、緊急措置費用、争訟費用、保険会社への協力費用などもお支払いできる場合があります。

①ご本人の居住の用に供される住宅の所有、使用

または管理に起因する偶然な事故

②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

(注)「ご家族」とは、ご本人の親権者およびその他の法定の監督義務者・ご本人の配偶者・ご本人もしくはその親権者またはご本人の配偶者と生計を共にする同居の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。)*ご本人もしくはその親権者またはご本人の配偶者と生計を共にする別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます。)の子をいいます。

(注)「賠償責任補償対象外特約」がセットされた型式では補償されません。

●事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、事故にかかわる損害賠償請求権者(被害者)は、優先的に保険金の支払を受けられる権利(先取特権)を取得します。保険金は、被保険者が賠償金をお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。

●損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

●日本国内で発生した事故において、補償の対象となる損害賠償責任が発生した際に行う折衝、示談または調停もしくは訴訟、弁護士との選任などの手続について、弊社が協力または被保険者の同意を得て代行いたします。ただし、以下の場合を除きます。

- ・1回の事故について、被保険者の負う損害賠償責任の額が、保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償請求権者(被害者)が弊社と直接交渉することに同意いただけない場合
- ・弊社の求める協力を正当な理由なく被保険者が拒んだ場合
- ・被保険者に対する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- ・損害賠償請求権者(被害者)またはその代理人が日本国内にいない場合

保険金をお支払いできない主な場合

- 故意、重大な過失、自殺行為、闘争行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転、戦争等による事故
- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする事故
- 脳疾患、疾病または心神喪失に起因する事故
- ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、フリークライミング、ハンググライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故
- 自動車、原動機付自転車、モーターボート等による競技(競技場における競技に準じる行為を含みます。)、競争、興行または試運転をしている間の事故
- 頸部症候群(いわゆるむちうち症)または腰痛などで医学的他覚所見のないもの

など

- 保険責任開始日からその日を含めて10日以内に特定感染症を発病した場合。継続契約は除きます。

など

- 故意、重大な過失、自殺行為、闘争行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転、戦争等による事故
- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする事故
- 脳疾患、疾病または心神喪失に起因する事故
- 扶養者が死亡または所定の後遺障害の状態となったときに、被保険者を扶養していない場合

など

- 故意による損害賠償責任
- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害賠償責任
- 心神喪失に起因する損害賠償責任
- 職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)
- 被保険者と世帯を同じくする親族に対する損害賠償責任
- 他人から借りたり預かったりした物に関し生じた損害賠償責任
- 自動車、原動機付自転車、航空機、船舶および銃器等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

など

基本契約(傷害)

特約(傷害)

基本契約(傷害以外)

保険金をお支払いする場合

入院一時金支払特約

被保険者(お子さま)がケガで入院され、基本契約(傷害)の入院保険金が支払われる場合で、7日以上入院されたときに、入院一時金として10万円をお支払いします。

携行品損害補償特約

盗難・破損・火災などの偶然な事故により携行品(注1)に損害が生じた場合に、各保険年度ごとに携行品損害保険金額を限度として、被害物の損害額(注2)から自己負担額(1回の事故について3,000円)を差し引いた額をお支払いします。ただし、損害額は、携行品1個、1組または1対につき10万円を限度(現金・乗車券・宿泊券などの場合は5万円を限度)とします。

(注1)「携行品」とは、被保険者(お子さま)が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(カメラ、バッグ、衣類、レジャー用品等)をいいます。ただし、下記【補償の対象とならないもの】は除きます。

【補償の対象とならないもの】 船舶(ヨット・モーターボート・ボートを含みます。)、自動車、自転車、義歯、義肢、コンタクトレンズ、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、稿本、設計書など

(注2)損害額は新価額を基準に算出します(新価払特約(携行品損害補償特約用)がセットされます。)。ただし、保険の対象が貴金属等の場合、時価額を基準に算出します。

子ども捜索費用保険金支払特約(型式EK1のみに付帯)

親権者またはその配偶者と同居し、かつ、扶養されている満9歳未満の被保険者(お子さま)が、保険期間中に行方不明(注)になり、保険契約者、親権者または被保険者の親族が、行方不明者届提出後180日以内に負担した下記【対象となる費用(概要)】のうち社会通念上妥当と認められる費用に対して保険金をお支払いします。ただし、お支払いする保険金の額は、保険期間を通じ、下記②の費用は100万円、下記③の費用は50万円、かつ、下記①～③の費用を合計して300万円が限度となります。

(注)被保険者の所在が明らかでなく、行方不明者発見活動に関する規則(平成21年国家公安委員会規則第13号)に定める「行方不明者届」が受理された場合をいいます。

【対象となる費用(概要)】

- ①ポスターまたはビラ等の作成もしくは新聞広告に関する費用
- ②被保険者の捜索を警察以外で業として捜索を行う機関または個人に依頼した場合の費用
- ③捜索に関連して発生した諸雑費。ただし、謝礼としての現金、商品券等は除きます。

保険金をお支払いできない主な場合

基本契約(傷害)の保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

- 置き忘れ、紛失
- 自然消耗、性質によるさび・かび・変色、虫食い、通常有する性質や性能の欠如
- 電気的事故・機械的事故(故障等)
- 保険の対象である液体の流出
- 汚れ・キズ・塗料のはがれ等、機能に支障がない外観上の損害
- 故意、重大な過失、自殺行為、闘争行為、犯罪行為、戦争等による損害
- 酒気帯び運転、無資格運転、麻薬等を使用しての運転による損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害

など
 ▲盗難の場合には、必ず警察署にお届けください。
 ▲損害による価値の下落(格落損)につきましては、お支払いできません。

- 保険契約者、親権者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって発生した費用

など

特約(傷害以外)

※このパンフレットはごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、弊社代理店または弊社にご照会ください。

※ご契約前およびご契約後に特にご注意いただきたい事項を重要事項説明書に記載しておりますので、必ずご確認ください。

※この保険には、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。ご契約の際には、重要事項説明書に記載のクーリングオフ制度の説明をご確認ください。

※弊社は、お預かりしたお客さまの個人情報、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱いについて」をご確認ください。

※保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください(団体扱・集団扱を除きます。)。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社営業店にご照会ください。

※法人が積立型保険のご契約者となる場合は、自己資金でのご契約に限らせていただきます。

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

日新火災海上保険株式会社

本店/〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)
 お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00~17:00(土日祝除く)]
 ホームページアドレス <http://www.nisshinfire.co.jp/>

万一事故にあわれたら サービス24時間・365日 フリーダイヤル 0120-25-7474

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。